

社会福祉法人吉美福祉会定款（抜粋）

（評議員の報酬等）

- 第9条 評議員の報酬については、無報酬とする。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、別に定める支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

（役員の報酬等）

- 第23条 理事及び監事の報酬については、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、別に定める支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

社会福祉法人吉美福祉会役員等旅費規程

（目的）

- 第1条 理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員が、社会福祉法人吉美福祉会の業務遂行のため活動をした場合、費用弁償を支払う。

（費用弁償の計算）

- 第2条 綾部市での活動に係る費用弁償は、1日につき2,000円とする。
- 2 綾部市以外での活動に係る費用弁償は1日につき2,000円と目的地までの交通費の実費を支払う。

（その他支給）

- 第3条 その他の支給基準は、社会福祉法人吉美福祉会出張旅費規程を参考とする。

附 則

この規程は、平成15年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月5日より施行する。（評議員の追加）

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。（評議員選任・解任委員の追加）